

(国の法律)	北海道	千葉県	東京都	長野県	秋田県	静岡県
いじめ防止対策推進法 平成25年9月28日 施行	北海道いじめの防止等に関する条例 平成26年4月1日 施行	千葉県いじめ防止対策推進条例 平成26年4月1日 施行	東京都いじめ防止対策推進条例 平成26年7月2日 施行	長野県いじめ防止対策推進条例 平成27年3月24日 施行	秋田県いじめ防止対策推進条例 平成28年10月14日 施行	静岡県子どもいじめ防止条例 平成28年12月27日 施行
<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>	<b>第1条 目的</b>	<b>第1条 目的</b>	<b>第1条 目的</b>	<b>第1条 目的</b>	<b>第1条 目的</b>
第1条 目的	第1条 目的	第2条 定義	第2条 定義	第2条 定義	第2条 定義	第2条 定義
第2条 定義	第2条 定義	第3条 基本理念	第3条 基本理念	第3条 基本理念	第3条 基本理念	第3条 基本理念
第3条 基本理念	第3条 基本理念	第4条 いじめの禁止	第4条 いじめの禁止	第4条 いじめの禁止	第4条 いじめの禁止	第4条 いじめの禁止等
第4条 いじめの禁止	第4条 いじめの禁止	第5条 道の責務	第5条 都の責務	第5条 県の責務	第5条 県の責務	第5条 県の責務
第5条 道の責務	第5条 道の責務	第6条 国の責務	第6条 都の責務	第6条 県の責務	第6条 県の責務	第6条 学校の設置者の責務
第6条 国の責務	第6条 学校の設置者の責務	第7条 地方公共団体の責務	第7条 学校の設置者の責務	第7条 学校の設置者の責務	第7条 学校の設置者の責務	第7条 学校の設置者の責務
第7条 地方公共団体の責務	第7条 保護者の責務等	第8条 学校の設置者の責務	第8条 保護者の責務	第8条 保護者の責務	第8条 保護者の責務	第8条 保護者の責務
第8条 学校の設置者の責務	第8条 道民及び事業者の役割	第9条 学校及び学校の教職員の責務	第9条 保護者の責務	第9条 保護者の責務	第9条 保護者の責務	第9条 保護者の責務
第9条 学校及び学校の教職員の責務	第9条 学校法人、国立学校等への情報提供等	第10条 学校法人、国立学校等への情報提供等	第10条 都いじめ問題対策連絡協議会	第10条 都いじめ問題対策連絡協議会	第10条 都いじめ問題対策連絡協議会	第10条 保護者の責務
第10条 学校法人、国立学校等への情報提供等	第10条 国との連携等	第11条 県民の役割	第11条 都教育委員会いじめ問題対策委員会	第11条 都教育委員会いじめ問題対策委員会	第11条 都教育委員会いじめ問題対策委員会	第11条 保護者の責務
<b>第2章 いじめ防止基本方針</b>	<b>第2章 いじめ防止基本方針</b>	第12条 学校の役割	第12条 都いじめ問題調査委員会	第12条 都いじめ問題調査委員会	第12条 都いじめ問題調査委員会	第12条 保護者の責務
第11条 いじめ防止基本方針	第11条 北海道いじめ防止基本方針	第13条 学校いじめ防止基本方針	第13条 委任	第13条 委任	第13条 委任	第13条 保護者の責務
第12条 地方いじめ防止基本方針	第12条 学校いじめ防止基本方針	第14条 相談及び情報収集体制の充実	附則 施行日	第14条 啓発活動等	第14条 啓発活動等	第14条 保護者の責務
第13条 学校いじめ防止基本方針		第15条 予防及び早期発見		第15条 県立学校に係る重大事態への対処	第15条 県立学校に係る重大事態への対処	第15条 保護者の責務
第14条 いじめ防止対策連絡協議会		第16条 人材の確保及び資質の向上		第16条 知事の調査等	第16条 知事の調査等	第16条 保護者の責務
<b>第3章 基本的施策</b>	<b>第3章 基本的施策</b>	第17条 ネットいじめ対策		附則 施行日	附則 施行日	第17条 保護者の責務
第15条 学校におけるいじめの防止	第13条 道立学校におけるいじめの防止	第18条 調査研究				第17条 保護者の責務
第16条 いじめの早期発見のための措置	第14条 いじめの早期発見のための措置	第19条 千葉県いじめ問題対策連絡協議会				第17条 保護者の責務
第17条 関係機関等との連携等	第15条 関係機関等との連携等	第20条 千葉県いじめ対策調査会				第17条 保護者の責務
第18条 人材の確保及び資質の向上	第16条 人材の確保及び資質の向上	第21条 重大事態への対応				第17条 保護者の責務
第19条 インターネットに対する対策の推進	第17条 学校評価等における留意事項	第22条 知事の調査				第17条 保護者の責務
第20条 調査研究の推進等	第18条 インターネットに対する対策の推進	第23条 財政措置				第17条 保護者の責務
第21条 啓発活動	第19条 調査研究の推進等	附則 施行日				第17条 保護者の責務
	第20条 啓発活動					第17条 保護者の責務
	第21条 大学等との連携					第17条 保護者の責務
	第22条 財政上の措置					第17条 保護者の責務
<b>第4章 いじめの防止等に関する措置</b>	<b>第4章 いじめの防止等に関する措置</b>					第17条 保護者の責務
第22条 学校におけるいじめ防止の組織	第23条 道立学校に置けるいじめ防止の組織					第17条 保護者の責務
第23条 いじめに対する措置	第24条 いじめに対する措置					第17条 保護者の責務
第24条 学校の設置者による措置	第25条 教育委員会による措置					第17条 保護者の責務
第25条 校長及び教員による懲戒	第26条 校長及び教員による懲戒					第17条 保護者の責務
第26条 出席停止制度の適切な運用等	第27条 学校相互間の連携協力体制の整備					第17条 保護者の責務
第27条 学校相互間の連携協力体制の整備						第17条 保護者の責務
<b>第5章 重大事態への対処</b>	<b>第5章 重大事態への対処</b>					第17条 保護者の責務
第28条 学校の設置者又は学校による対処	第1節 道立学校に係る対処					第17条 保護者の責務
第29条 国立大学附属学校に係る対処	第28条 重大事態の発生に係る報告					第17条 保護者の責務
第30条 公立学校に係る対処	第29条 教育委員会による対処					第17条 保護者の責務
第31条 私立学校に係る対処	第30条 知事等による対処					第17条 保護者の責務
第32条 学校設置会社に係る対処	第2節 私立学校に係る対処					第17条 保護者の責務
第33条 文科大臣又は県教委の指導助言等	第31条 重大事態の発生に係る報告					第17条 保護者の責務
	第32条 知事による対処					第17条 保護者の責務
	第3節 市町村立学校に係る調査及び報告徴収					第17条 保護者の責務
	第33条 市町村立学校に係る調査及び報告徴収					第17条 保護者の責務
<b>第6章 雑則</b>	<b>第6章 北海道いじめ防止対策連絡協議会</b>					第17条 保護者の責務
第34条 学校評価における留意事項	第34条 設置等					第17条 保護者の責務
第35条 高等専門学校における措置	第35条 地域における連携					第17条 保護者の責務
<b>附則</b>	<b>第7章 北海道いじめ問題審議会</b>					第17条 保護者の責務
第1条 施行日	第36条 設置					第17条 保護者の責務
第2条 検討	第37条 所掌事項					第17条 保護者の責務
	第38条 組織					第17条 保護者の責務
	第39条 委員及び特別委員					第17条 保護者の責務
	第40条 会長及び副会長					第17条 保護者の責務
	第41条 会議					第17条 保護者の責務
	第42条 部会					第17条 保護者の責務
	第43条 関係者の排除					第17条 保護者の責務
	第44条 秘密の保持					第17条 保護者の責務
	第45条 会長への委任					第17条 保護者の責務
	<b>第8章 北海道いじめ調査委員会</b>					第17条 保護者の責務
	第46条 設置					第17条 保護者の責務
	第47条 組織					第17条 保護者の責務
	第48条 委員及び特別委員					第17条 保護者の責務
	第49条 委員長及び副委員長					第17条 保護者の責務
	第50条 会議					第17条 保護者の責務
	第51条 関係者の排除					第17条 保護者の責務
	第52条 秘密の保持					第17条 保護者の責務
	第53条 委員長への委任					第17条 保護者の責務
	<b>第9章 雑則</b>					第17条 保護者の責務
	第54条 雑則					第17条 保護者の責務
	<b>附則</b>					第17条 保護者の責務
	施行日					第17条 保護者の責務
	検討					第17条 保護者の責務